

令和5年度  
鉾田市創業支援事業補助金



募集要領

鉾 田 市

## 1. 趣旨

本市の産業の振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進を図るため、鉾田市内(以下「市内」という。)において、創業(農林水産業を除く)を行おうとする創業予定者を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2. 補助対象者

補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、年度内に創業を行う創業予定者及び創業の日から3年を経過しない者(以下「創業予定者等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当する者となります。(第二創業の場合を除く)

- (1) 鉾田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を補助金の交付決定までに有する者(個人事業主の場合は本人、法人の場合は代表者)
- (2) 本市において、金融機関等の融資を受けて創業にかかる補助事業を行おうとする個人又は法人であり、補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から3年を経過しない者
- (3) 市内に補助事業を行うための事業所等を設けることができる者
- (4) 本市の創業支援窓口を利用し、創業支援等事業者において事業計画書の確認を受けている者であること。または、補助事業の実施にあたって、金融機関等の融資審査又は茨城県信用保証協会の保証審査を通過した者
- (5) 許認可又は届出を必要とする業種の創業等にあつては、補助事業完了までに許認可を受け、又は届出を行っている者
- (6) 補助事業について、一定の期間創業支援等事業者による支援を継続的に受けることができる者

上記(1)から(6)までに該当する者であっても、下記に該当する者は対象外となります。

- (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (イ) 鉾田市暴力団排除条例(平成23年鉾田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
- (ウ) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (エ) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
- (オ) 宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者
- (カ) 市税等の滞納がある者
- (キ) 過去に鉾田市創業支援事業補助金の交付を受けた者
- (ク) その他市長が適当でないと認める者

### 3. 補助対象事業

補助の対象となる事業（補助対象事業）は、下記の全てに該当する事業となります。

- (1) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
- (2) 創業支援等事業計画の特定創業支援事業である総合相談窓口、ワンストップ窓口又は連携機関において創業相談を受け、これらの窓口又は機関において適切な事業計画を有しているものとして、確認を得ている事業
- (3) 市内企業と取引を行うこと等により、地域産業又は雇用への波及効果が期待できる事業
- (4) 以下の各号に掲げる事業でないこと。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の対象となる営業を行う事業
  - イ フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業
  - ウ 太陽光発電事業
  - エ その他公序良俗に反する事業

### 4. 補助対象経費

補助の対象となる経費（補助対象経費）は、「3. 補助対象事業」のうち、下記の経費が対象となります。（消費税は除く）

ただし、当該経費に対して、他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を補助対象経費から差し引きます。

- (1) 施設整備費  
事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費(用地取得費及び住居部分にかかる経費を除く。)
- (2) 機械装置費  
事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費
- (3) 備品費  
事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費

### 5. 補助率と補助金額

補助金額は、「4. 補助対象経費」の合計額の2分の1以内で、且つ補助事業に対して行われる金融機関等の設備資金に係る融資額を除いた自己負担部分の額となります。ただし、50万円が上限となります。

例) 補助対象経費	150万円
設備資金融資額	50万円

他の補助金等           なし  
自己資金           100万円    の場合

融資 50万円	自己資金 100万円	うち本補助金 50万円
------------	---------------	----------------

※補助対象経費の2分の1以内： $150万円 \div 2 = 75万円$   
自己資金の範囲内：100万円以内  
本補助金上限額：50万円以内  
よって、補助金額は、50万円となる

例) 補助対象経費   150万円  
設備資金融資額   60万円  
他の補助金等      50万円  
自己資金           40万円    の場合

融資 60万円	他補助金 50万円	自己資金 40万円	うち本補助金 40万円
------------	--------------	--------------	----------------

※補助対象経費から他補助金を控除した額の2分の1以内：  
 $(150万円 - 50万円) \div 2 = 50万円$   
自己資金の範囲内：40万円以内  
本補助金上限額：50万円以内  
よって、補助金額は、40万円となる

注1 補助金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

## 6. 申請の方法と申請書の提出先等

### (1) 申請の方法

別添の「銚田市創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて申請ください。（提出部数は1部）

なお、申請書様式は、次のホームページでもダウンロードできますのでご利用ください。銚田市公式サイト <http://www.city.hokota.lg.jp>

### (2) 申請書の提出先

銚田市商工観光課（市役所本庁舎3階）

注1 書類確認と事業概要の聞き取りを行いますので、銚田市商工観光課へ直接提出してください。（旭・大洋市民センターでの受付はできません。）

### (3) 申請の受付期間

令和5年12月28日まで（原則）

### (4) 申請上の留意点

ア 申請書の記入漏れ又は関係書類の添付不足の場合、原則、申請書の受付はで

きませんので、あらかじめご了承ください。

イ 土曜・日曜・祝祭日においては、申請の受付はできません。また、受付期間を過ぎた申請も受付できません。

ウ 申請書に添える関係書類以外に、参考資料の提出を求めています。

エ 提出された申請書一式は、原則、返却できません。

## 7. 選考方法

申請書の受付後、書類審査と必要に応じて現地調査を行います。

主な審査の項目としては、申請者の状況や計画内容の具体性から実現の見込みが高いか（実現実行性）、事業としての斬新さや新規性又は話題性はあるか（先進性）、補助期間終了後において、事業の継続や発展的な展開が見込まれるか（継続発展性）などを審査することとなります。

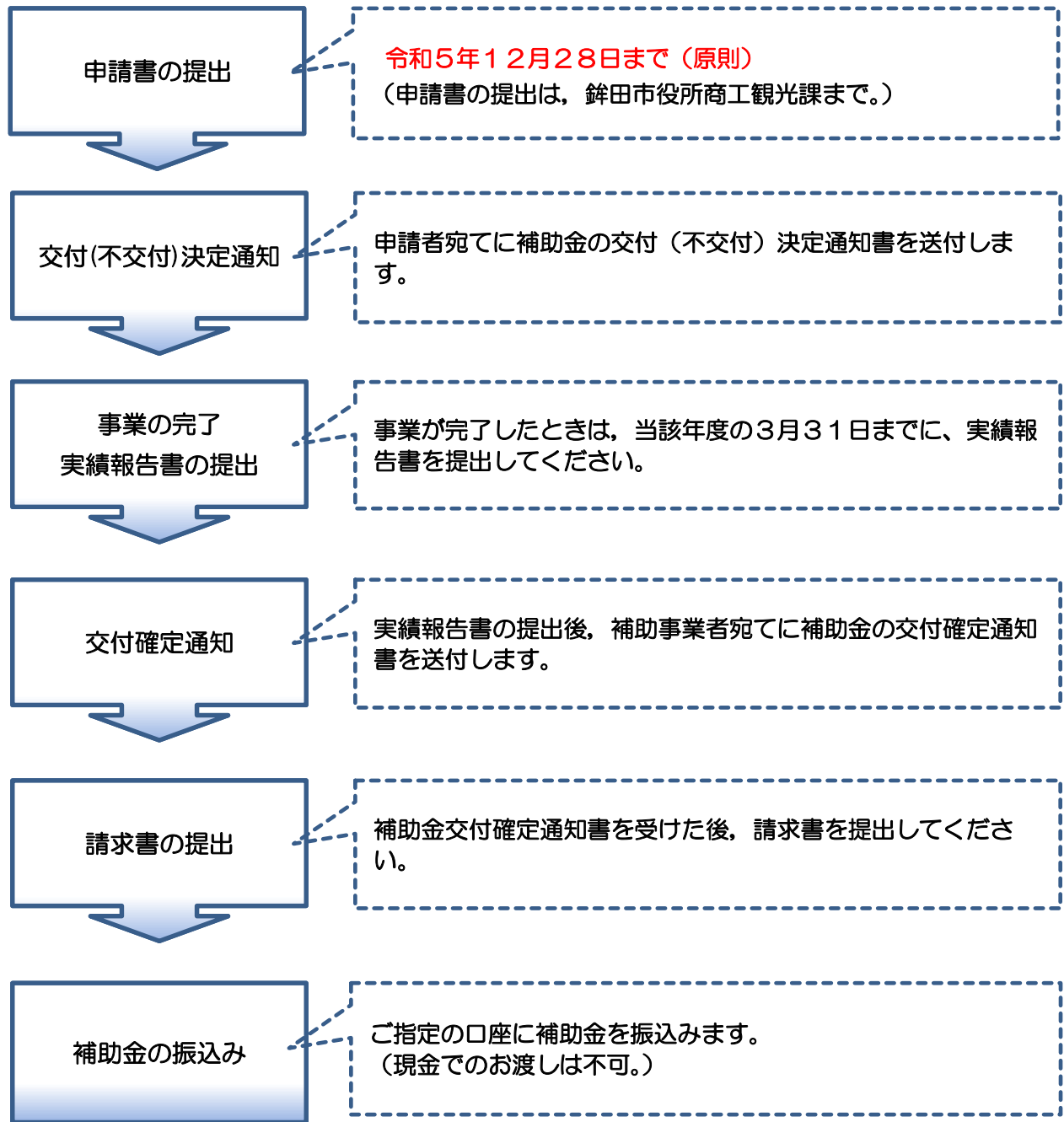
その後、申請者（補助対象者）宛てに補助金の交付決定（不決定）通知を発送します。

## 8. 留意事項

補助金の交付決定通知を受けた者（補助事業者）は、事業の遂行にあたり、下記についてご留意ください。

- （1）銚田市創業支援事業補助金交付要綱及び銚田市補助金等交付規則を遵守してください。
- （2）事業実施にあたって、関係法令等による手続きが必要な場合は、申請時において見込を示していただくとともに、実績報告までに確実に完了させてください。
- （3）事業の内容等の変更（軽微な変更は除く。）をしようとするときは、事前に銚田市創業支援事業変更承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて提出し、その承認を得てください。
- （4）事業の期間中に、事業の遂行状況について、報告を求めています。
- （5）事業に要した経費の領収書や契約書等の保管及び事業に要した物品の可能な限りの保存、事業の記録保存（写真撮影）、帳簿等の作成をしてください。（帳簿等証拠書類は、補助対象事業の完了の翌年度から起算して5年間保存。）
- （6）事業が完了したときは、当該年度の3月31日までに、銚田市創業支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に関係書類を添えて提出してください。
- （7）「この事業は銚田市創業支援事業補助金を活用しています。」等の表記を可能な限り記載してください。
- （8）補助金を事業内容とは別の用途に使用したとき、事業の実施にあたり他法令等に反したとき、偽りや不正な手段により補助金の交付を受けたときなどは、補助金の取消しを求めています。
- （9）事業完了後に、広報ほこた又は銚田市公式サイト等において、事業の内容を紹介することもありますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 申請から補助金の振込みまで（概要）



## 10. お問い合わせ先



銚田市 商工観光課  
〒311-1592 銚田市銚田1444番地1  
電話番号：0291-36-7655

銚田市創業支援事業補助金交付申請書

年 月 日

銚田市長 宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
(代表者名)  
電話番号

銚田市創業支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請区分

区分	<input type="checkbox"/> 創業前	<input type="checkbox"/> 創業済
創業（予定）の日	年	月 日

2 補助対象経費及び補助金交付申請額

区 分	金 額
補助対象経費（消費税は除く）	円
他制度補助交付額	円
補助金交付申請額	円

(千円未満切り捨て)

3 事業の実施期間

区 分	期 日
事業開始日	年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
創業予定日	年 月 日



※ 添付書類（各1部）（提出する際、□にレ点でチェックしてください。）

項目	交付申請 時未取得	創業	
		個人	法人
創業事業計画書（様式第2号）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第3号）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
創業支援事業補助金に係る事業計画確認書（様式第4号）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保証付融資にあつては保証決定が確認できる書類の写し及び プロパー融資にあつては融資決定が確認できる書類の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
銚田市創業支援等事業計画に定める特定創業支援事業を受けた 証明書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業を実施する場所の位置図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事務所等の所在が確認できる書類（登記簿謄本の写し又は賃 貸借契約書の写し等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住民票（個人事業者）の写し		<input type="checkbox"/>	
開業等の届出書の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
定款及び登記簿謄本の写し	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
営業許可証及び届出の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
補助対象経費の内訳を説明する書類（契約書、見積書等）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
前年中又は前事業年度の収入等がわかる書類			
確定申告書又は源泉徴収票の写し等		<input type="checkbox"/>	
決算書又は確定申告書の写し等			<input type="checkbox"/>
市税等の滞納がない旨の証明書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
国、県その他の機関から補助金の交付を受けている場合は、 その補助の内容及び補助金額が確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労が可能な在留資格が確認できる書類の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他市長が必要と認める書類等		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



## 創 業 事 業 計 画 書

1 申請者の概要等

フリガナ 氏 名  (代表者氏名)		生年月日  (年齢)	年 月 日  ( 歳)
住所及び連絡先	〒  TEL  FAX  E-mail		
事業以外の 事業経営経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営したことがない <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがある <input type="checkbox"/> 事業を経営したことがあり、現在もその事業を続けている。 <input type="checkbox"/> 事業形態 [ <input type="checkbox"/> 個人事業 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 企業組合・協業組合 <input type="checkbox"/> 特定非営利法人 ] 事業内容 [ <span style="float: right;">]</span> <input type="checkbox"/> 事業を経営していたが、既にその事業をやめている。(やめた時期: 年 月)		
現在の所属・職 名	所属機関・部署・職名		
本事業創業 直前の職業	<input type="checkbox"/> 会社役員 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
職 歴	年 月	(経験年数 年 月)	
	年 月	(経験年数 年 月)	
	年 月	(経験年数 年 月)	

## 2 創業事業計画の内容

### (1) 概要（創業予定者は予定概要）

開業・法人設立日（予定日）	年 月 日			
名称（予定）				
事業実施地（創業予定場所）	〒			
主たる業種（日本標準産業分類・中分類を記載）	中分類名：			
	コード（2桁）：			
事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業 ↳ <input type="checkbox"/> 補助事業期間中の法人化も検討している <input type="checkbox"/> 会社設立 ↳ <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 合名会社 <input type="checkbox"/> 合資会社 <input type="checkbox"/> 合同会社 ↳ <input type="checkbox"/> 個人事業からの法人化 <input type="checkbox"/> 組合設立 ↳ <input type="checkbox"/> 企業組合 <input type="checkbox"/> 協業組合 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人設立			
(予定する) 出資者	出資者名	出資額 (千円)	比率 (%)	所属及び職名
申請年度の社内体制	役職名・担当職名	氏名（年齢）		主な略歴・職歴
		( 歳)		
		( 歳)		
		( 歳)		
事業化にあたって協力企業の有無	有り・無し	協力企業名	協力体制の 具体的内容	

事業に要する 許認可・免許等	許認可・免許等名称：		
	取得(見込)日：		
	許認可・免許等名称：		
	取得(見込)日：		
受講した講習会等	講習会等の名称：		
	主催団体等：		
	受講時期及び内容：		
	講習会等の名称：		
	主催団体等：		
	受講時期及び内容：		
特許、資格等の有無 (予定を含む。)	資格の名称：		
	取得年月日：		
	資格の名称：		
	取得年月日：		
	特許等の名称：		
	取得年月日：		
	特許等の名称：		
	取得年月日：		

(2) 事業内容

事業名	
雇用予定人数	正社員 人 ・ パート 人 ・ アルバイト 人
創業の動機・きっかけ	
事業の具体的内容 (取扱商品及び具体的なサービスなど)	
セールスポイント 強み・競争力	
新規性・独創性	
市場ニーズ 事業の将来展望	
ターゲット (誰を、どんな時に、どのような)	

競合状況		
顧客獲得のための 戦略・戦術		
本事業の 知識・経験・人脈・熱意		
見込まれる事業効果		
市内企業との取引 (波及効果)		
取引先（取引予定）	名称	所在地
販売先		
仕入先		
外注先		

## (3) 資金計画

(単位：円)

必要な資金	金額	調達の方法	金額
設備資金 (店舗、工場、機械、備品、車両など) (内訳)		借入金 (内訳)	
		他の制度の補助金 (内訳)	
設備資金の合計			
運転資金 (材料、商品仕入れなど) (内訳)		その他 (内訳)	
		自己資金	
		うち市補助金	
運転資金の合計			
合 計		合 計	

※必要な資金の合計と調達の方法の金額の合計は一致するように記載してください。

## (4) 金融機関からの外部資金の調達見込み

既に調達済み    補助事業実施期間中に調達見込みがある    将来的に調達見込みがある





## (7) 売上・利益等の計画等

単位：千円

		1年目	2年目	3年目
		( 年 月～ 年 月 期)	( 年 月～ 年 月 期)	( 年 月～ 年 月 期)
(a)売上高				
(b)売上原価				
(c)売上総利益(a-b)				
人件費				
家賃				
支払利息				
その他				
(d)経費合計				
営業利益(c-d)				
従業員数	正社員			
	パート			
	アルバイト			
積算根拠				

## (8) 補助経費明細表

(単位：円)

区分	積算内訳・説明	金額	補助対象経費	市補助金充当額
施設整備費				
機械装置費				
備品費				
合計				

※対象経費については、その根拠となる契約書、見積書等の写しを添付すること

※補助対象経費は、消費税を除いて整理すること

※この様式は、必要に応じ所要の調整をして使用することができる

※補助対象経費の欄には、他の制度の補助金を受ける場合は、上段に市補助金のみの対象経費を記入し、下段に（ ）書きで他の制度の補助金対象経費を記入すること。

誓約書兼市税納付状況確認同意書

年 月 日

銚田市長 宛

誓 約 書

私は、銚田市創業支援事業補助金交付要綱の適格者として補助金を受けるに当たり、次のことを誓約します。

- 1 銚田市創業支援事業補助金交付要綱の趣旨を理解し、申請する事業において、目標が達成できるように鋭意努力し、銚田市の産業の振興及び地域経済の発展並びに雇用の促進につながるように事業に専念いたします。
- 2 銚田市創業支援事業補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付を取り消され、又は補助金の全部若しくは一部の返還を請求されても異議ありません。

暴力団等の排除に関する誓約書

私は、銚田市創業支援事業補助金交付要綱第3条第2項第1号の規定により、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (2) 銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者
  - (3) 暴排条例第2条第1号及び第2号に規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (4) 法人でその役員のうち、暴排条例第2条第2号又は第3号に該当する者がいる者
- 2 市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾いたします。

市税納付状況確認同意書

私は、銚田市創業支援事業補助金交付申請にあたり、市税等の課税状況及び納付状況を確認することに同意します。

※調査の結果、未納が確認された場合は、補助金の交付はできません。十分確認のうえ、申請してください。

上記について、同意及び誓約します。

【申請者】

住所（所在地）

氏名（名称・代表者）

印

創業支援事業補助金に係る事業計画確認書

年 月 日

銚田市長 宛

創業支援等事業者

住 所

電話番号

名 称

代表者名

印

担当者 部署名

氏 名

連絡先

銚田市創業支援事業補助金への交付申請について、下記のとおり事業計画の策定支援を行ったこと及び事業計画の実行支援・報告等を行うことについて確認します。

記

1 申請者

氏名・企業名	
住所・所在地	
電話番号	

2 確認事項（1～3の全てが必須です。）

項目	主な支援内容	期間・頻度等
事業計画の策定支援		
補助事業の適正な実施を含む実施期間中の支援		
補助事業終了後のフォローアップ		

※ なお、本確認書は融資の確約を前提としたものではありません。

※ 別途、支援内容が確認できる資料があれば、添付いただくことは可能です。

